(別紙)

「一般名処方」又は「銘柄名処方(後発医薬品への変更可)」が行われたものについて、例外的に生活保護受給者へ先発医薬品を調剤した場合は、調剤報酬明細書(レセプト)の摘要欄に、調剤券の「交付番号」の転記に続けて、下記によりその理由等を記載してください。

交付番号\*\*-\*\*\*\*\*\*\*\*: 先発医薬品を調剤した理由, 連携や説明の必要性

## (記載方法)

No.	項目	記載内容	備考
_	交付番号	都内福祉事務所が発行する調剤券の「交付番号」	
1	先発医薬品を 調剤した理由	在庫	その時点で薬局に後発医薬品の <u>在庫</u> がなかった場合
		医師	後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められたため、薬剤師の専門的知見から、薬剤
			師法第24条に基づく疑義照会を行い、 <u>処方医</u> により先発医薬品が必要と判断された場合
		薬価	後発医薬品 <u>薬価</u> ≧先発医薬品薬価
			(後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合)
		福祉	処方医との連絡が取れず、処方医の疑義照会が行えないやむを得ない場合に、 <u>福祉事務所</u> へ確認し、先発医薬品
			を調剤した場合(休日や夜間等で、福祉事務所にも連絡が取れない場合に、事後的に福祉事務所に報告すること
			として、先発医薬品を調剤した場合を含む)
2	連携や説明の		福祉事務所との連携や説明が必要な場合のみ、「○」を記入(必要がない場合は記載不要)
	必要性		

※ 同一レセプト内で、医薬品ごとに「先発医薬品を調剤した理由」がそれぞれ異なる場合は、該当する「理由」を全て記載してください。

## (記載例)

例1:銘柄名処方(変更可)だったが、①一部は在庫がないため、②一部は後発医薬品の薬価が先発医薬品よりも高いため、先発医薬品を調剤した場合で、 福祉事務所との連携や説明は不要の場合

交付番号\*\*-\*\*\*\*\*\*:在庫·薬価

例2:一般名処方だったが、処方医に疑義照会した結果、今回は先発医薬品を調剤した場合で、福祉事務所との連携や説明が必要な場合

交付番号\*\*-\*\*\*\*\*\*\*: 医師,○

平成 年 月分 13

## 留意事項

- (1) 先発医薬品の「銘柄名処方(後発医薬品への変更不可)」が行われた場合は、後発医薬品の 使用原則化の対象外となるため、この取扱いによるレセプト摘要欄への記載も不要です。
- (2) 平成26年度診療報酬改定により、一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由について調剤報酬明細書の摘要欄に記載()することとされています。 一般名処方の場合には、健康保険の規程に基づく摘要欄への記載()とは別に、上記による 福祉事務所への情報提供が必要となりますので、御留意ください。

## [参考]健康保険の規程に基づく摘要欄への記載

(「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品なし」、「その他」)

薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医により先発医薬品が必要と判断された場合は、「その他」に分類されます。

今回の改正により、生活保護の医療扶助においては、「患者の意向」のみを理由として、 先発医薬品が使用されることはなくなりましたので、御注意ください。

- (3) 都外の生活保護受給者に係る調剤状況の情報提供については、調剤券を発行している当該福祉 事務所にお問合せください。
- (4) 生活保護受給者が、医療機関や薬局からの説明を受けた後も、なお後発医薬品の給付について 理解せず、福祉事務所との連携や説明が必要な場合は、調剤報酬明細書(レセプト)による報告 の前であっても、適宜電話等で福祉事務所に情報提供いただきますようお願いします。

